

滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時 令和7年1月7日（火） 午後3時から

2. 会議の場所 市役所本館3階大会議室

3. 会議に付した議案等

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
申請人 ●●●●

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
申請人 ●●●● 外5件

議案第30号 農用地利用集積計画の策定について
申請人 滑川市長 水野 達夫

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

4. 委員の出欠

（出席農業委員・7名）
松井 滋樹、澤田 博行、中屋 作之、石原 忠則、江下 博、新村 剛、
杉本 久美子
（出席推進委員・8名）
黒田 敏弘、石黒 明、岩田 秀雄、浦田 弘、荒舘 正治、滝川 裕子、
開田 豊一、伊藤 久義
（欠席委員・1名）
高橋 美彦

5. 事務局（3名）
北野事務局長 大竹係長 村田主査

6. 会議の要旨
午後3時00分 開会

会 長 本日、高橋委員より欠席の届け出が出ております。
それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。
議事録署名委員に、澤田 博行委員、中屋 作之委員を指名します。
これより議案審議に入ります。

会 長 議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件に
ついて事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案第28号1番について朗読及び説明）
申請地は、●●●●、田です。
申請地は、●●●●に面する農地です。
申請地は、元々水稻が作付されていましたが、前面道路幅員拡張工事の
関係で、農地の一部を用地買収され、面積が狭小になったことに伴い、実
質的に耕作できない状態になりました。この度、隣接地で水稻を作付けし
ている譲受人に相談したところ、所有権移転に同意いただき、移転後は、
譲受人の農地への作業路として活用し、場合によっては隣接田と一体的に
水稻を作付けしていくことも検討するものです。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

委 員 先日、●●●●推進委員と現地確認に行ってきました。特に問題ありま
せん。

推進委員 ●●●●委員と一緒に現地確認してきました。手前の狭い土地なので、
確かにまとめて耕作できるようにした方がいいと思いました。特に問題あ
りません。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問はありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、この案件は許可することといたします。

会 長 続きまして、議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に
関する件について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案第29号1番について朗読及び説明）
申請地は、●●●●と●●●●に面する農地です。
申請地は、用途地域内（第1種住居地域）の農地であることから、第3
種農地と判断され、許可できるものと考えられます。

	転用理由は、宅地分譲地です。 申請者は●●●●で●●●●を営んでおり、この度、宅地分譲を計画して適地を探していたところ、申請地が鉄道駅に近く、住宅街に面しており区画整理が入り形状が整っていることから計3区画の分譲地として販売するものです。また、周囲は住宅地化した中にわずかに点在する農地の一つで、営農効率は高くないという状況です。 隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、前面の既存道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。		
会 長	地区担当委員の補足説明をお願いします。	委 員	特に問題ありません。
委 員	特に問題ありません。	推進委員	先ほどとほぼ同じ場所であり、特に問題ありません。
推進委員	(●●●●委員と)一緒に確認してきました。あの辺は、住宅地として発展する場所だと思いますので、特に問題ありません。	会 長	この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。(各委員から「異議なし」の発言あり) それでは、この案件は県へ進達することといたします。
会 長	この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。(各委員から「異議なし」の発言あり) それでは、この案件は県へ進達することといたします。	会 長	では、事務局より次の説明をお願いします。
会 長	では、事務局より次の説明をお願いします。	事 務 局	(議案第29号3番について朗読及び説明) 申請地は、●●●●に面する農地です。 申請地は、用途地域内(第1種中高層住居専用地域)の農地であることから、第3種農地と判断され、許可できるものと考えられます。 転用理由は、一般住宅建築用地です。 申請者は、●●●●に●●●●と居住しており、譲渡し人の●●●●にあたります。申請者は、●●●●予定で、●●●●に伴い現アパートでは手狭になると想定され、実家は●●●●が居住しており同居できない状態なことから、新たな生活の拠点を構えたいとの思いから、●●●●や●●●●も考え実家近くで適地を探していたところ、申請地が幹線道路・商業施設等に近く、区画整理もなされ住居を構えるのに適地と判断し、●●●●の融資も活用することとして申請されたものです。 隣接地との境界には擁壁を設け、土砂の流出を防止します。雨水は、前面の既存道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。
事 務 局	(議案第29号2番について朗読及び説明) 申請地は、●●●●に面する農地です。 申請地は、用途地域内(第1種住居地域)の農地であることから、第3種農地と判断され、許可できるものと考えられます。 転用理由は、宅地分譲地です。 申請者は●●●●で●●●●を営んでおり、この度、宅地分譲を計画して適地を探していたところ、申請地が鉄道駅に近く、住宅街に面しており区画整理が入り形状が整っており、申請地周囲での分譲地の問い合わせが複数あり、申請地での需要は高いと判断し、計4区画の分譲地を販売するものです。また、1番同様、周囲は住宅地化した中にわずかに点在する農地の一つで、営農効率は高くないという状況です。 隣接地との境界と分譲区画に擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、前面の既存道路側溝にグレーチングを新設し放流します。汚水は、公共下水道に接続します。	会 長	地区担当委員の補足説明をお願いします。
		委 員	昨年の暮れに●●●●推進委員と現地確認してきました。昨年まで耕作されていたと思われる土地ですが、●●●●地区ということで何ら問題ないと思います。
		推進委員	私も●●●●委員と確認してきました。同様の意見であります。
会 長	地区担当委員の補足説明をお願いします。	会 長	この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。(各委員から「異議なし」の発言あり) それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長	では、事務局より次の説明をお願いします。	隣接地との境界は全て宅地と道路に囲われており土砂流出の恐れはありません。雨水は、前面の既存道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。
事 務 局	（議案第 29 号 4 番について朗読及び説明） 申請地は、●●●●に面する農地です。 申請地は、用途地域内（第 1 種中高層住居専用地域）の農地であることから、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。 転用理由は、住宅敷地です。 申請者は、●●●●に●●●●を有する●●●●です。この度、先ほど 3 番で説明した申請者が、●●●●で住宅建築をすることとして申請されたことに伴い、また譲渡し人が高齢のため農地としての維持管理が困難なことから、3 番農地と分筆し、●●●●での住宅建築を前提に分譲販売することとして申請されたものです。 隣接地との境界には擁壁を設け、土砂の流出を防止します。雨水は、前面の既存道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。	
会 長	地区担当委員の補足説明をお願いします。	地区担当委員の補足説明をお願いします。
委 員	今ほど説明のあった通り 3 番と同じ土地で、何ら問題ないと思います。	こちらの農地も前後道路を挟んで、左右は家に囲まれていて、耕作は不可能かなと思います。何ら問題ありません。
推進委員	私も問題ないと判断します。	問題ないと思います。
会 長	この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。（各委員から「異議なし」の発言あり） それでは、この案件は県へ進達することといたします。	この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。（各委員から「異議なし」の発言あり） それでは、この案件は県へ進達することといたします。
会 長	では、事務局より次の説明をお願いします。	次の案件の地区担当は私ですので、職務代理に進行をお願いします。
事 務 局	（議案第 29 号 5 番について朗読及び説明） 申請地は、●●●●に面する農地です。 申請地は、用途地域内（準工業地域）の農地であることから、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。 転用理由は、住宅敷地です。 申請者は、●●●●に●●●●と居住しており、今後の人生設計を考えたところ、●●●●にある実家は築年数が古く、●●●●や●●●●などを勘案し、●●●●の建築を計画し適地を探していたところ、申請地が幹線道路、商業施設・公園に近く、●●●●と●●●●にある●●●●の中間にあり、区画整理もなされ住居を構えるのに適地と判断し、申請されたものです。	では、事務局より次の説明をお願いします。
職務代理	地区担当委員の補足説明をお願いします。	地区担当委員の補足説明をお願いします。
委 員	地図をご覧のとおり、土地区画整理事業を実施したところであります。現場につきましては、現在作物は作っておられないようでした。土地につきましては、きれいに除草してありました。転用には問題ないと思われます。	

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和 年 月 日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員

推進委員 今ほどご報告のありました通り、片側はアパート、片側は住宅地となっておりますし、保育園も近いですし、農耕機械が入れるスペースではなくなっております。そういうことで承認いたします。

職務代理 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。
では、進行を会長へお返しします。

会 長 続きまして、議案第 30 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 5 ページをお願いします。利用権設定に伴う議案になります。
農業経営基盤強化促進法の改正による、附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、改正前の同法 18 条第 1 項の規定により、6 ページのとおり市が策定した農用地利用集積計画について、農業委員会の意見を求められているものです。
7 ページをお願いします。利用権設定状況、貸し手 68 件、借り手 22 件で、面積合計は 366,998 m²で、うち新規は 10 件、33,456 m²になります。詳細は 8 ～18 ページに記載のとおりです。

会 長 この件に関しましてご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
ではこの件につきまして、原案どおり決定ということで市に通知します。

その他
・農地利用の最適化の推進の状況について
・農業者年金の加入促進について
・農業新聞の購読促進について

会 長 これで、審議は終了しました。

午後 3 時 30 分 閉会